

令和7年度 武豊中学校 学校いじめ防止基本方針

令和7年4月23日

武豊町立武豊中学校

1 いじめの防止に対する基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われたものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【文部科学省「いじめ防止対策推進法」より】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、あらゆる生徒の良好な教育環境を損ない、生徒の適切な教育を受けて健全に生育する権利を害するものである。また、いずれの生徒にも起こり得るものである。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

(2) いじめに対する基本姿勢

生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず地域と連携していじめの未然防止、早期対応、再発防止に努める。

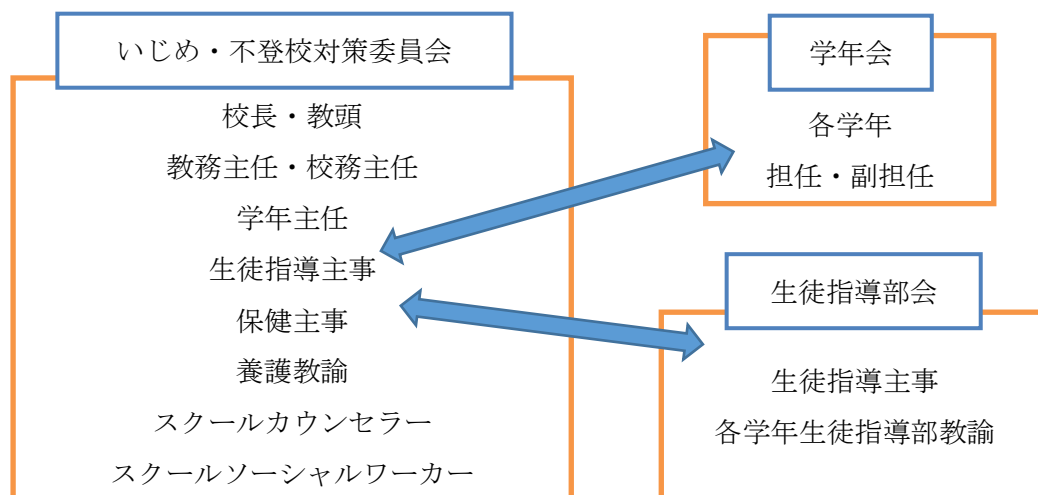
(3) 育てたい生徒の力と教師の役割

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという時間をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策に関する組織と指導体制

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめを生まないための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。この組織を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1) 構成員・組織図 ※実態に応じて必要な構成員を加える。



(2) 役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策の検証を行い、改善を図る。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度当初の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解と意識向上を図る。
- ・教育相談やいじめアンケートの結果を集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通じて、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談アンケートを定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。(いじめアンケート・教育相談アンケート、合計年4回)
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ 学校管理下におけるネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態発生時の対応

『重大事態』とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(武豊町いじめ防止基本方針より)

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

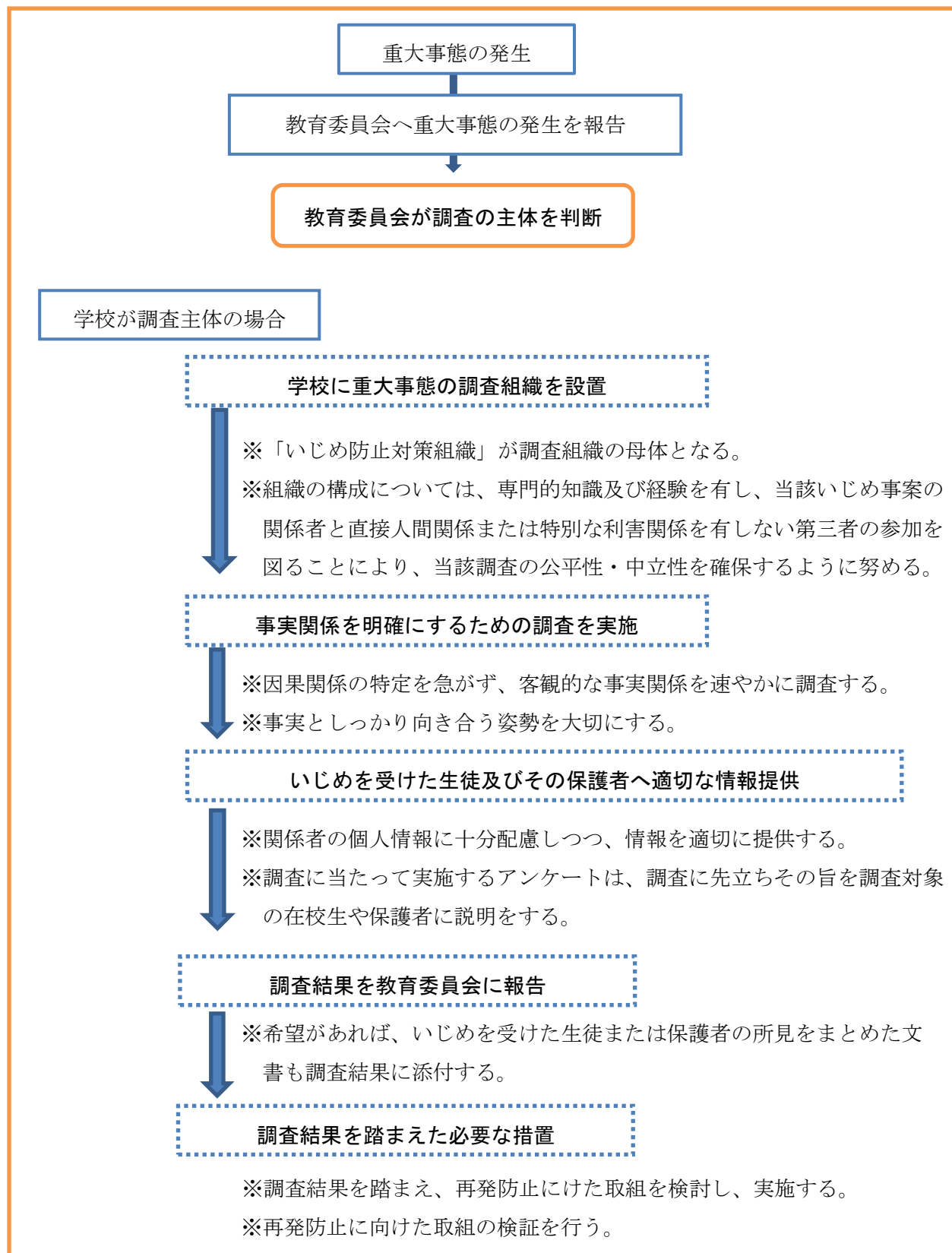
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N)で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(12月)し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」を4月にホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜取組の年間計画例＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明	
5月		○学級開き、学年開き	○身体測定	○学校公開日・部活動参観	
6月					
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施・検証		○個人懇談会	
8月		○中間評価・検証			
9月			○福祉実践教室	○身体測定	○学校公開日 ○学校関係者評価委員会への学校行事・授業の公開
10月			○「白陵祭」（文化祭、体育祭）	○教育相談アンケート	
11月			○人権週間		
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施・検証	○赤い羽根募金活動	○いじめ実態調査（いじめアンケート）	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○保健指導（命の大切さ）		
2月		○自己評価	○三年生を送る会	○教育相談アンケート	○学校公開日 ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SC・SSWによる相談 ○若あゆ日記	○あいさつ運動	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。